

## 第8章 計画の進捗状況の確認と評価体制

### 第1節 計画の策定・推進体制

#### (1) 計画の策定体制

##### ① 船橋市介護保険事業運営協議会

介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者（第1号・第2号被保険者、要介護等被保険者の家族）など18名の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から審議を行い、市民本位の計画づくりに努めました。

##### ② 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会は、船橋市介護保険事業運営協議会の下部組織として、同協議会・医師会・歯科医師会・サービス事業者・行政の代表など16名の委員で構成され、個別的、専門的事項について調査・審議を行い計画の整合性を図りました。

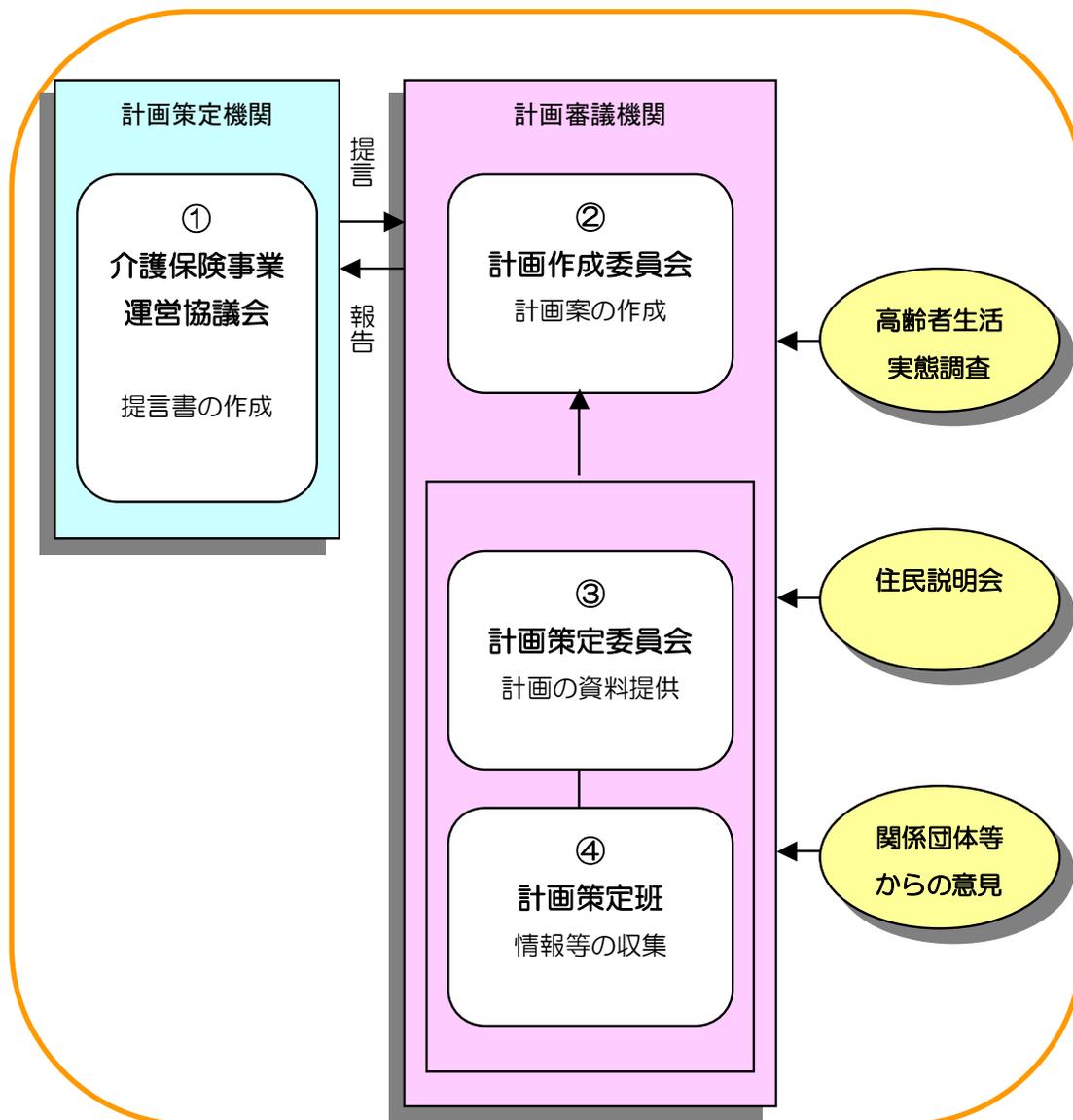
##### ③ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会は、行政運営上の諸問題を議論するとともに、計画を作成するための資料を提供するため、企画、財政、福祉等を始め関係部署の課長・所長18名で構成しました。

##### ④ 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定班

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の下に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定班を置き、資料の収集及び調査研究を行い、必要な資料を作成しました。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定体制図



(2) 計画の策定経過

平成 (年)	(月)	①介護保険事業 運営協議会	②計画作成委員会	③計画策定委員会 ④計画策定班	市の動き
16	9				高齢者生活 実態調査
	17				
17	5	第1回運営協議会	第1回作成委員会		
	6		第2回作成委員会	第1回策定委員会 第1回策定班会議	
	8		第3回作成委員会	第2回策定班会議	
	10	第2回運営協議会	第4回作成委員会 第5回作成委員会		
	11		第6回作成委員会		地区説明会
	12		第7回作成委員会	第2回策定委員会	
	18				
18	1	第3回運営協議会			パブリック コメント
	2	第4回運営協議会	第8回作成委員会 第9回作成委員会		

## 第8章 計画の進捗状況の確認と評価体制

(策定経緯)

船橋市介護保険事業運営協議会、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

**第1回運営協議会・第1回作成委員会** 平成17年 5月30日(月)

- 1) 計画の策定体制について
- 2) 現計画の実施状況・進捗状況について
- 3) 介護保険事業の分析について
- 4) 介護サービス事業者情報提供システムについて

**第2回作成委員会** 平成17年 6月23日(木)

- 1) 介護保険制度の概要について
- 2) 次期計画構成(案)について
- 3) 日常生活圏域の設定について

**第3回作成委員会** 平成17年 8月25日(木)

- 1) 生活圏域ごとの給付状況等の分析について
- 2) 平成26(2014)年度サービス整備目標の設定について
- 3) 地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会の設置について

**第4回作成委員会** 平成17年10月 6日(木)

- 1) 介護サービスの見込量等について
- 2) 次期計画における施設等の基盤整備について
- 3) 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱の一部改正について
- 4) 地域包括支援センター・地域密着型サービス運営委員会等について
- 5) 地域包括支援センターについて

**第2回運営協議会・第5回作成委員会** 平成17年10月28日(金)

- 1) 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画—中間のまとめ—について

**第6回作成委員会** 平成17年11月24日(木)

- 1) 次期計画における施策体系について
- 2) 地域密着型サービスについて
- 3) 地域支援事業について

**第7回作成委員会** 平成17年12月22日(木)

- 1) 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について

**第3回運営協議会** 平成18年 1月11日(水)

- 1) 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について
- 2) パブリックコメントの実施について

**第8回作成委員会** 平成18年 2月 3日(金)

- 1) 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について
- 2) 次期介護保険料について
- 3) 新予防給付ケアマネジメント業務の委託について

**第9回作成委員会** 平成18年 2月16日(木)

- 1) 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について
- 2) パブリックコメントの実施結果について

**第4回運営協議会** 平成18年 2月22日(水)

- 1) 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について

## 第8章 計画の進捗状況の確認と評価体制

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 (庁内組織)

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定班 (庁内組織)

第1回策定委員会	平成17年	6月14日(火)	計画の策定について
第1回策定班会議	平成17年	6月28日(火)	計画の策定体制について 次期計画の構成案について
第2回策定班会議	平成17年	8月12日(金)	地域支援事業について(分科会)
第2回策定委員会	平成17年	12月20日(火)	計画の最終素案について

### 船橋市高齢者生活実態調査

(調査時期) 平成16年9月

(調査目的) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、市内の高齢者等の生活実態や保健福祉関連サービス及び施策等に対するニーズを把握し、もって計画策定の基礎資料とする。

(調査対象) ①在宅要介護認定者等

・・・市内在住の65歳以上の在宅の要介護認定者(申請を含む)  
1,200人(無作為抽出)

②施設入所者

・・・市内の介護保険関連施設への入所者  
500人(無作為抽出)

③一般高齢者

・・・市内在住の65歳以上の方(要介護認定(申請)者除く)  
3,000人(無作為抽出)

④若年者

・・・市内在住の40~64歳の方(要介護認定(申請)者除く)  
1,000人(無作為抽出)

### 地区説明会

- (内容) ①「平成18年4月から介護保険制度が変わります」  
②「船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～いきいき安心プラン」

(開催日・場所)

平成17年11月12日(土)	高根台公民館	(中部地区)
平成17年11月13日(日)	二和公民館	(北部地区)
平成17年11月19日(土)	西部公民館	(西部地区)
平成17年11月20日(日)	中央公民館	(南部地区)
平成17年11月26日(土)	東部公民館	(東部地区)

### パブリックコメント

(内容) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について

(期間) 平成18年1月15日(日)～2月14日(火)

(対象) 市内在住、在勤、在学の人、事業者など

(閲覧場所)

船橋市ホームページ、高齢者福祉課、介護保険課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、出張所、公民館、老人福祉センター、在宅介護支援センター

### 第2節 計画の進行管理と評価・点検

#### ① 船橋市介護保険事業運営協議会

介護保険事業運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者など18名の委員で構成され、各委員がそれぞれ専門分野の立場から計画の進捗状況について調査、審議を行います。

#### ② 船橋市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者など13名の委員で構成され、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、センターの設置運営等にかかる事項について審議、承認を行います。

#### ③ 船橋市地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス運営委員会は、学識経験者、保健・医療・福祉の専門家、市民の代表者など13名の委員で構成され、地域密着型サービスの質の確保及び事業評価その他の地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するため、市が行う地域密着型サービス事業者等の指定に関し、審議を行います。

## 参考資料

○船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

○船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

○船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

○船橋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

## 船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、本市の要援護高齢者及びその家族が利用する「介護サービス事業」が公正かつ、誠実に提供されているか否かのチェックや評価分析等を行い、利用者本位の事業として運営することを目的として、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第12条及び船橋市船橋市介護保険施行規則（以下「規則」という。）第24条に基づき、市長の附属機関として「船橋市介護保険事業運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

一 学識経験者 2名

二 保健・医療又は福祉の専門家 11名

三 被保険者の代表者 2名

1) 第一号被保険者の代表者 1名

2) 第二号被保険者の代表者 1名

四 要介護等被保険者の家族の代表者 3名

3 委員の任期は、三年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

### (職務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。

一 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項

二 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況に関する事項

三 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関する事項

四 介護保険に関する施策の重要事項

五 その他市長が必要と認める事項

2 協議会は、「苦情等」のため調査等を指示する場合には、国が示す「介護保険に係る相談・苦情対応マニュアル」に基づくものとする。

3 協議会は、「苦情等」のため調査が必要と認めたときは、行政に対し説明を求め、その保有する関係書類等の提出を求め、調査を指示することができる。

4 協議会は、必要があると認めたときは、専門的又は技術的な事項について専門機関に調査、分析等の依頼ができるものとする。

5 協議会は、「苦情等」のため調査・審議を行った場合は、速やかに、市長に報告するものとする。

### (意見具申)

第6条 協議会は、必要な事項を調査・審議した結果、必要があると認めたときは、市長に対し意見を述べることができる。

### (協議会の責務)

第7条 協議会は、要援護高齢者及びその家族の権利利益の擁護者として、公平かつ適切に職務の遂行に努めるものとする。

2 協議会は、職務の遂行にあたって行政との連携に努めるものとする。

3 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、離職した後も同様とする。

(行政の責務)

第8条 行政は、協議会の職務の遂行に関しては、その独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うものとする。

2 市長は、協議会から意見具申を受けたときは、これを尊重し、条例及び規則の定めるところにより、速やかに処理するものとする。

3 市長は、協議会から居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者等に関する事項について意見具申を受けたときには、必要に応じ県に報告し是正勧告を求めるものとする。

(災害補償)

第9条 委員の業務に係わる事故については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、介護保険を主幹する課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第12条

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

船橋市介護保険事業運営協議会委員

◎会長 ○副会長

種 別	区 分	団 体 名 等	団体における役職	氏 名
1号委員	学識経験者	淑徳大学	助教授	藤野 達也
		弁護士		斉藤 吉宏
2号委員	保健・医療 又は福祉の 専門家	社団法人船橋市医師会	会長	◎ 吉田 幸一郎
		社団法人船橋歯科医師会	会長	廣岡 理昭
		社団法人船橋薬剤師会	会長	武石 弘道
		船橋市保健・医療・福祉問題懇談会	会長	栗原 宣夫
		社団法人千葉県看護協会		大野 律子
		(社・福)船橋市社会福祉協議会	会長	小川 博仁
		財団法人船橋市福祉サービス公社	常務理事	飯島 和男
		船橋市民生児童委員協議会	会長	石井 庄太郎
		船橋市自治会連合協議会	副会長	○ 三井 隆志
		千葉県在宅サービス事業者協議会		大熊 悠紀子
		(社)呆け老人を抱える家族の会	本部理事	永島 光枝
3号委員	被保険者の 代表者	第1号被保険者	市民代表	佐川 隆雄
		第2号被保険者	市民代表	石毛利 幸
4号委員	要介護等被保険者の家族の代表者		公募(市民代表)	土屋 晋作
			公募(市民代表)	佐々木 ふみ
			公募(市民代表)	小林 友子
			18名	

## 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うにあたり、両計画の個別的、専門的事項について調査及び審議を行い、整合性のとれた計画策定のために審議機関を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するため、船橋市介護保険事業運営協議会に船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

2 作成委員会の委員は、16名以内で組織する。

(委員)

第3条 作成委員会の委員は、次に掲げる者の内から船橋市介護保険事業運営協議会会長（以下「運営協議会会長」という。）の推薦により市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 船橋市介護保険事業運営協議会の委員
- (3) 船橋市医師会代表
- (4) 船橋市歯科医師会代表
- (5) 船橋市老人福祉施設連絡協議会代表
- (6) 船橋市介護老人保健施設管理者連絡会代表
- (7) 千葉県在宅サービス事業者協議会代表
- (8) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (9) 船橋市民生児童委員協議会代表
- (10) 行政
- (11) その他運営協議会会長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を統理し、作成委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作成委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 作成委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(災害補償)

第6条 作成委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(事務局)

第7条 作成委員会の事務局は、健康福祉局福祉サービス部高齢者福祉課及び介護保険課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成17年10月15日から施行する。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会委員

◎会長 ○副会長

種 別	区 分	団 体 名 等	団体における役職	氏 名
1号委員	学識経験者	淑徳大学	助教授	藤 野 達 也
2号委員	船橋市介護保険事業運営協議会の委員	船橋市自治会連合協議会	副会長	三 井 隆 志
		社団法人千葉県看護協会		大 野 律 子
		(社)呆け老人を抱える家族の会	本部理事	○ 永 島 光 枝
		市民代表		佐々木 ふみ
3号委員	船橋市医師会代表	同左	副会長	◎ 笠 倉 貞 一
		同左	介護保険担当理事	鵜 沢 龍 一
4号委員	船橋歯科医師会代表	同左	地域歯科委員会理事	田 中 憲 太 郎
5号委員	船橋市老人福祉施設連絡協議会代表	同左		渡 来 直 治
6号委員	船橋市介護老人保健施設管理者連絡会代表	同左		池 田 嘉 人
7号委員	千葉県在宅サービス事業者協議会代表	同左		角 山 美 知 子
8号委員	船橋市介護支援専門員協議会代表	同左	副会長	杉 田 勝
9号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	同左	副会長	石 田 郁 雄
10号委員	行政	健康福祉局	局長	阿 萬 哲 也
		健康部	部長	加 藤 健
		福祉サービス部	部長	石 井 てる子
			16名	

## 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を作成するにあたり、庁内の関係部局の連携の促進を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を作成するために必要な情報交換、意見交換及び資料の提供等を行うため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 策定委員会の委員長は、福祉サービス部介護保険課長を、副委員長は、高齢者福祉課長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第3条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(策定班の設置)

第4条 策定委員会の委員を補佐し議題に対する資料及び情報の収集を行い、策定委員会の議題について研究し提案するために、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定班（以下「策定班」という。）を設置する。

2 策定班は、委員の属する所属職員の中からその委員の推薦により、委員長が指名する者をもって組織する。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は、福祉サービス部高齢者福祉課及び介護保険課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員

部 名	委 員
健康部	健康政策課長 健康増進課長 国民健康保険課長 保健所総務課長 保健所保健予防課長
福祉サービス部	地域福祉課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 障害福祉課長 生活支援課長 ケア・リハビリセンター所長 在宅ケアセンター所長
企画部	企画調整課長 総合交通計画課長
財政部	財政課長
建築部	住宅政策課長
(教)生涯学習部	社会教育課長 生涯スポーツ課長

## 船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、船橋市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営協議会の委員は、13名以内で組織する。

2 運営協議会の委員は、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 船橋市医師会代表
- (3) 船橋歯科医師会代表
- (4) 千葉県看護協会代表
- (5) 船橋市民生児童委員協議会代表
- (6) 船橋市自治会連合協議会代表
- (7) 船橋市老人福祉施設連絡協議会代表
- (8) 船橋市介護老人保健施設管理者連絡会代表
- (9) 千葉県在宅サービス事業者協議会代表
- (10) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (11) 呆け老人をかかえる家族の会代表
- (12) 市民代表

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(所掌事務)

第5条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
  - イ センターの担当する法第78条の2第5項第4号に規定する日常生活圏域の設定
  - ロ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
  - ハ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
  - ニ センターが予防給付に係るケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
  - ホ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (2) センターの運営に関し、毎年度ごとに、次に掲げる書類の提出を受けること。

- イ 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - ロ 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - ハ その他運営協議会が必要と認める書類
- (3) センターの運営に関し、定期的に又は必要な時期に、次に掲げる事業内容を評価すること。
- イ センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか
  - ロ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか
  - ハ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項
- (4) センターの職員の確保に関すること。
- (5) その他の地域包括ケアに関すること。

(災害補償)

第6条 運営協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、健康福祉局福祉サービス部介護保険課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月15日から施行する。

船橋市地域包括支援センター運営協議会委員

◎会長 ○副会長

種 別	区 分	団 体 名 等	団体における役職	氏 名
1号委員	学識経験者	淑徳大学	助教授	藤 野 達 也
2号委員	船橋市医師会代表	同左	副会長	◎ 笠 倉 貞 一
		同左	介護保険担当理事	鵜 沢 龍 一
3号委員	船橋歯科医師会代表	同左	地域歯科委員会理事	田 中 憲 太 郎
4号委員	千葉県看護協会代表	同左		大 野 律 子
5号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	同左	副会長	石 田 郁 雄
6号委員	船橋市自治会連合協議会代表	同左	副会長	三 井 隆 志
7号委員	船橋市老人福祉施設連絡協議会 代表	同左		渡 来 直 治
8号委員	船橋市介護老人保健施設管理者 連絡会代表	同左		池 田 嘉 人
9号委員	千葉県在宅サービス事業者協議会 代表	同左		角 山 美 知 子
10号委員	船橋市介護支援専門員協議会代 表	同左	副会長	杉 田 勝
11号委員	(社)呆け老人をかかえる家族の会 代表	同左	本部理事	○ 永 島 光 枝
12号委員	市民代表	同左		佐 々 木 ふ み
			13名	

## 船橋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市が行う地域密着型サービス事業所の指定等に関し、サービスの質の確保及び事業評価その他の地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するため、船橋市介護保険地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会の委員は、13名以内で組織する。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 船橋市医師会代表
- (3) 船橋歯科医師会代表
- (4) 千葉県看護協会代表
- (5) 船橋市民生児童委員協議会代表
- (6) 船橋市自治会連合協議会代表
- (7) 船橋市老人福祉施設連絡協議会代表
- (8) 船橋市介護老人保健施設管理者連絡会代表
- (9) 千葉県在宅サービス事業者協議会代表
- (10) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (11) 呆け老人をかかえる家族の会代表
- (12) 市民代表

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を統理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(所掌事務)

第5条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第124号。以下「法」という。）第42条の2第5項及び法第54条の2第5項に規定する地域密着型介護サービスの費用の額に関すること。
- (2) 法第78条の2第6項及び法第115条の11第4項に規定する指定地域密着型サービス事業者等の指定に関すること。
- (3) 法第78条の4第5項及び法第115条の13第5項に規定する指定地域密着型サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準及び同サービスに係る効果的な支援の方法に関する基準に関すること。
- (4) 地域密着型サービス等におけるサービスの質の確保及び適正な運営を確保するため、市長が必要と認めたこと。

(災害補償)

第6条 運営委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、健康福祉局福祉サービス部介護保険課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は平成17年10月15日から施行する。

船橋市地域密着型サービス運営委員会委員

◎委員長 ○副委員長

種 別	区 分	団 体 名 等	団体における役職	氏 名
1号委員	学識経験者	淑徳大学	助教授	藤 野 達 也
2号委員	船橋市医師会代表	同左	副会長	◎ 笠 倉 貞 一
		同左	介護保険担当理事	鵜 沢 龍 一
3号委員	船橋歯科医師会代表	同左	地域歯科委員会理事	田 中 憲 太 郎
4号委員	千葉県看護協会代表	同左		大 野 律 子
5号委員	船橋市民生児童委員協議会代表	同左	副会長	石 田 郁 雄
6号委員	船橋市自治会連合協議会代表	同左	副会長	三 井 隆 志
7号委員	船橋市老人福祉施設連絡協議会 代表	同左		渡 来 直 治
8号委員	船橋市介護老人保健施設管理者 連絡会代表	同左		池 田 嘉 人
9号委員	千葉県在宅サービス事業者協議会 代表	同左		角 山 美 知 子
10号委員	船橋市介護支援専門員協議会代 表	同左	副会長	杉 田 勝
11号委員	(社)呆け老人をかかえる家族の会 代表	同左	本部理事	○ 永 島 光 枝
12号委員	市民代表	同左		佐々木ふみ
			13名	